

令和 8 年 2 月 27 日（金）
中央最低賃金審議会終了後
於 厚生労働省 専用第 14 会議室（12 階）

第 1 回目安制度の在り方に関する全員協議会

< 議 事 次 第 >

- 1 目安制度の在り方に関する全員協議会の今後の進め方について
- 2 令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点について
- 3 その他

< 資 料 一 覧 >

資料 No. 1 目安制度の在り方に関する全員協議会の今後の進め方（案）

資料 No. 2 最低賃金について

資料 No. 3 令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点（案）

参考資料 No. 1 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告
（令和 5 年 4 月 6 日中央最低賃金審議会了承）

以上

目安制度の在り方に関する全員協議会の今後の進め方 (案)

令和8年2月 第72回中央最低賃金審議会

目安制度の在り方に関する全員協議会で検討する
ことに合意の上、当該全員協議会へ検討付託

第1回目安制度の在り方に関する全員協議会
検討事項及び今後の進め方について

〔 夏 中央最低賃金審議会
目安審議 〕

冬以降 目安制度の在り方に関する全員協議会
検討事項及び今後の進め方について

令和9年

〔 夏 中央最低賃金審議会
目安審議 〕

令和9年度中メド 取りまとめの実施

最低賃金について

本日も議論いただきたい事項に関する基礎資料集

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

- 1 令和7年度地域別最低賃金の審議結果
- 2 近隣県との競争意識について
- 3 発効日について
- 4 欧州連合（E U）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立）

1 令和7年度地域別最低賃金の審議結果

8月4日、中央最低賃金審議会において、2025年度の最低賃金引上げの目安額の答申がなされた。
目安の取りまとめ後、地方最低賃金審議会で審議が行われ、9月5日、全ての都道府県で改定額が答申された。

	2024年度	2025年度
引上げ後の最低賃金額 (全国加重平均)	1,055円	1,121円 (目安時：1,118円)

6.3% (66円)

(目安時：6.0% (63円))

- 地方最低賃金審議会による上乗せにより、最終的に6.3% (66円) になった。
- 過去最高の引上げ額 (5年連続過去最高を更新)。
全国平均が1,100円を超えるほか、初めて全ての47都道府県で1,000円を超える。
- 昨年度、目安超えは27県であったが、今年度は39道府県。昨年度、10円以上の目安超えは、徳島県のみだったが、11県(18円：熊本県、17円：大分県、16円：秋田県、15円：岩手県・福島県・群馬県、14円：愛媛県・長崎県、13円：山形県、12円：青森県、10円：佐賀県)。

(参考) 地域別最低賃金 (全国加重平均) の引上げ額・率の推移

改定年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
引上げ額 (円)	18円	25円	25円	26円	27円	1円	28円	31円	43円	51円	66円
引上げ率 (%)	2.3%	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%	0.1%	3.1%	3.3%	4.5%	5.1%	6.3%
改定額 (円)	798円	823円	848円	874円	901円	902円	930円	961円	1,004円	1,055円	1,121円

1 令和7年度地域別最低賃金の審議結果（最低賃金額一覧）

ランク 目安	都道府県 名	最低賃金時間額 【円】	引上げ		目安差額	発効日
			率 【%】	額 【円】		
A 5.6% 63円	埼 玉	1,141	5.8	63	±0	11/1
	千 葉	1,140	5.9	64	+1	10/3
	東 京	1,226	5.4	63	±0	10/3
	神奈川	1,225	5.4	63	±0	10/4
	愛 知	1,140	5.8	63	±0	10/18
	大 阪	1,177	5.7	63	±0	10/16
B 6.3% 63円	北海道	1,075	6.4	65	+2	10/4
	宮 城	1,038	6.7	65	+2	10/4
	福 島	1,033	8.2	78	+15	1/1
	茨 城	1,074	6.9	69	+6	10/12
	栃 木	1,068	6.4	64	+1	10/1
	群 馬	1,063	7.9	78	+15	3/1
	新 潟	1,050	6.6	65	+2	10/2
	富 山	1,062	6.4	64	+1	10/12
	石 川	1,054	7.1	70	+7	10/8
	福 井	1,053	7.0	69	+6	10/8
	山 梨	1,052	6.5	64	+1	12/1
	長 野	1,061	6.3	63	±0	10/3
	岐 阜	1,065	6.4	64	+1	10/18
	静 岡	1,097	6.1	63	±0	11/1
	三 重	1,087	6.3	64	+1	11/21
	滋 賀	1,080	6.2	63	±0	10/5
	京 都	1,122	6.0	64	+1	11/21
	兵 庫	1,116	6.1	64	+1	10/4
	奈 良	1,051	6.6	65	+2	11/16

ランク 目安	都道府県 名	最低賃金時間額 【円】	引上げ		目安差額	発効日
			率 【%】	額 【円】		
B 6.3% 63円	和 歌 山	1,045	6.6	65	+2	11/1
	島 根	1,033	7.4	71	+8	11/16
	岡 山	1,047	6.6	65	+2	12/1
	広 島	1,085	6.4	65	+2	11/1
	山 口	1,043	6.5	64	+1	10/16
	徳 島	1,046	6.7	66	+3	1/1
	香 川	1,036	6.8	66	+3	10/18
	愛 媛	1,033	8.1	77	+14	12/1
	福 岡	1,057	6.6	65	+2	11/16
C 6.7% 64円	青 森	1,029	8.0	76	+12	11/21
	岩 手	1,031	8.3	79	+15	12/1
	秋 田	1,031	8.4	80	+16	3/31
	山 形	1,032	8.1	77	+13	12/23
	鳥 取	1,030	7.6	73	+9	10/4
	高 知	1,023	7.5	71	+7	12/1
	佐 賀	1,030	7.7	74	+10	11/21
	長 崎	1,031	8.2	78	+14	12/1
	熊 本	1,034	8.6	82	+18	1/1
	大 分	1,035	8.5	81	+17	1/1
	宮 崎	1,023	7.5	71	+7	11/16
	鹿 児 島	1,026	7.7	73	+9	11/1
	沖 縄	1,023	7.5	71	+7	12/1
	全国 加重平 均額	1,121	6.3	66		

（※ 1）各ランクの引上げ率は、Aランク5.6%（目安時：5.6%）、Bランク6.6%（目安時：6.3%）、Cランク8.0%（目安時：6.7%）

（※ 2）赤ハイライトは目安+10円以上又は3月発効、黄色ハイライトは目安+1～9円又は1月1日発効、青ハイライトは、Cランク>Bランクとランク間で逆転が生じているもの。

2 近隣県との競争意識について

- 最低賃金法第9条第2項において、「最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」と規定されており、法定3要素に基づく審議が原則である。
- 一方で近年、例えば都道府県知事が「最低賃金の動向は、近年、地域間の上積み競争が過熱するなど、制度の本質とかけ離れた実態がみられる」等と議会で発言するなど、近隣県や同じランク内での競争意識の下で、高い引上げ額となったのではないかと指摘がある。
- 令和5年度の審議では、岩手県が早い段階で目安額通りの引上げで結審した結果、最終的に全国最下位となった。令和6年度は、岩手県は8月末日まで審議がずれ込み、早い段階で結審していた秋田県が最下位となった。令和7年度は、Cランク県を中心に、近隣の同ランク県の答申が出た後で審議を行うために、審議日程を後ろ倒しにする動きが一部で見られた。

＜最下位の県と金額＞

令和5年度	令和6年度	令和7年度
岩手県（893円）	秋田県（951円）	高知県、宮崎県、沖縄県（1,023円）

3 発効日について

最低賃金法上の規定

第14条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 第十条第一項の規定による地域別最低賃金の決定及び第十二条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

過去の目安全協での議論

平成27年5月25日 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会 論点の中間整理(抄)

2. 議論の経過

(3) 目安審議の在り方について

目安審議の時期について、10月中の発効を目指して行われているが、企業の経営計画を考え、4月1日に発効できうる目安審議時期を検討すべきとの意見があった。これに対し、現行の参考資料に基づく事実をベースとした審議の方法では、改定時期が後ろ倒しになることから反対であるとの意見があった。

ただし、最低賃金の引上げが一定の水準を達成することを念頭に行われる場合は異なった考え方を取ることも可能であることから、目安審議の在り方と合わせて検討すべき課題であるという意見があった。

令和5年4月6日 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告(抄)

改定後の地域別最低賃金額の発効日については、法令上特定の日付が定められているわけではないが、地方最低賃金審議会において、10月1日など10月のできるだけ早い時期でなければならないと認識している場合も見受けられることに鑑み、改めて、発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当である。

3 発効日について

令和7年度中央最低賃金審議会公益委員見解

地方最低賃金審議会への期待等

地域別最低賃金の発効日については、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、10月1日等の早い段階で発効すべき、就業調整の影響への懸念はあるものの、それを理由に就業調整と関係ない最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃上げを遅らせるべきではない、という考えもある。

その一方、近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が大幅に上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要となる賃金原資が増大していることへの対応や、最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、経営的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加しているとの意見がある。

また、いわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経営に影響が出ているといった声も挙がっている。

このため、こうした状況に留意するとともに、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。

また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

3 発効日について

令和7年度の地域別最低賃金の発効日

- 令和7年度は、例年以上に、地域別最低賃金の発効日に大きなバラつきが生じ、10月中の発効は20都道府県にとどまった（27府県は11月以降の発効）。
- 特に、令和8年1月以降に発効する県が6県（※）となり、うち2県は3月発効となった。
※秋田県(3/31)、福島県(1/1)、群馬県(3/1)、徳島県(1/1)、大分県(1/1)、熊本県(1/1)

発効日についての地方最低賃金審議会の要望

都道府県	地方最低賃金審議会 公益委員見解等（抜粋）
北海道	発効時期の繰下げを北海道のみで実施することとなった場合には、他地域とのバランスの問題が生じることから、制度改正を含め、中央最低賃金審議会で議論されるべき。
石川県	地域ごとに大幅に発効日が異なることにより、どのような影響が生じるのか不明確であるため、中央最低賃金審議会において発効日の在り方、決定する際に留意すべき点などについて考え方を示していただいた上で、地方最低賃金審議会において議論を深めることが適当ではないかと指摘もあった。
大阪府	中央最低賃金審議会からの要望に応え昨年に引き続き労使で更なる議論を尽くしたが、現行制度の枠組のままでは本審議会において一定の結論を得ることは極めて困難であること、こうした地方審議会の議論の実態を踏まえ、中央最低賃金審議会において議論が行われ一定の方針が示されるべきことを、あらためて確認。
奈良県	発効日については、どのあたりまでが現実的なのか不明。
広島県	発効日については、地方に委ねることなく、法律の中立性、斉一性を踏まえ、中央において、責任をもって結論を導き出すよう要望する。

4 欧州連合（EU）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立）

最低賃金制度や労働協約を通じて設定される賃金の最低基準について、各加盟国の慣行を尊重しつつ、適正な水準の目安となる指標の設定や、水準の決定などにおける労使の参加、また労働協約や法定最低賃金による保護の状況に関するデータの収集・報告などを求めることで、水準の引き上げや適用拡大に向けた取り組みの促進をはかる内容

【労使交渉を通じた賃金決定を重視】

労使交渉を通じた賃金決定を重視する方針を明確に示している(4条)。

【賃金の中央値の60%などを目安に】

法定最低賃金制度を有する加盟国は、最低賃金額の設定・改定手続きの確立とともに、適切な水準への設定・改定のための基準を設定しなければならない(5条)。また、各国には適正さを評価するための目安となる額を設定することが求められる。指令は、使用可能な指標として、統計上の税引き前賃金の中央値の60%、平均値の50%、その他各国で使用している目安となる額などを挙げている。

各国は、少なくとも2年に1度(物価連動型を採用している場合は4年に1度)の最低賃金額の改定のほか、制度を所管する組織に対して各種の提言を行う専門機関を設置することが求められる。加えて、異なるグループ毎の最低賃金額の設定や、一部の労働者に減額を適用する場合、それらが差別的でないことや、目的に照らして相応でなければならない(6条)。

【労使の参加】

意思決定プロセス全般で労使参加を得るための措置を講じなければならない(7条)。また、労働基準監督官または最低賃金制度の執行機関による管理・検査、等に取り組むことを求めている(8条)。

【保護状況に関するデータ収集・報告】

各国には最低賃金(法定最低賃金及び労働協約による最低基準)による保護状況に関するデータ収集のための措置を講じ、収集したデータや情報を、2年毎に欧州委に報告することが義務付けられる(10条)。

4 欧州連合（EU）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立）

労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

- EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の6割や平均値の5割を参照指標として加盟国に示されている。
- 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

（単位：％）

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)
所定内給与額 ＋特別給与額	41.5	47.2	49.4	59.2
所定内給与額 ＋超過労働給与額 ＋特別給与額	40.9	46.5	48.4	57.9
(参考) 所定内給与額	50.9	55.7	59.1	67.3

（注1）令和6年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。5人以上事業所の常用労働者が対象。

（注2）それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、2024年秋に改定した各都道府県の最低賃金額との比率を算出。

（注3）時給換算に当たっては、

「所定内給与額＋特別給与額」は、所定内給与額を、所定内実労働時間(/月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額/12を、所定内実労働時間数(/月)＋超過実労働時間数(/月)で除し、

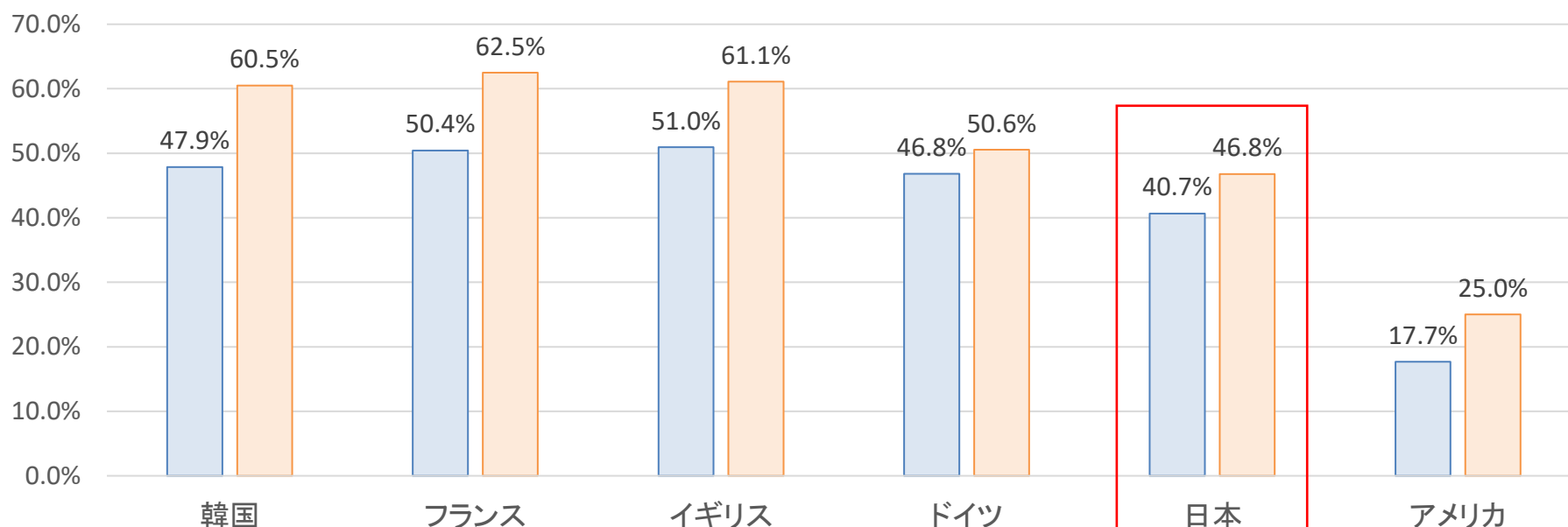
「所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額/12を、所定内実労働時間(/月)＋超過実労働時間(/月)で除し、

「所定内給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除している。

4 欧州連合（EU）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立） フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

- 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合（2024年）



■ フルタイム労働者の賃金の平均値に占める最低賃金の割合 ■ フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合

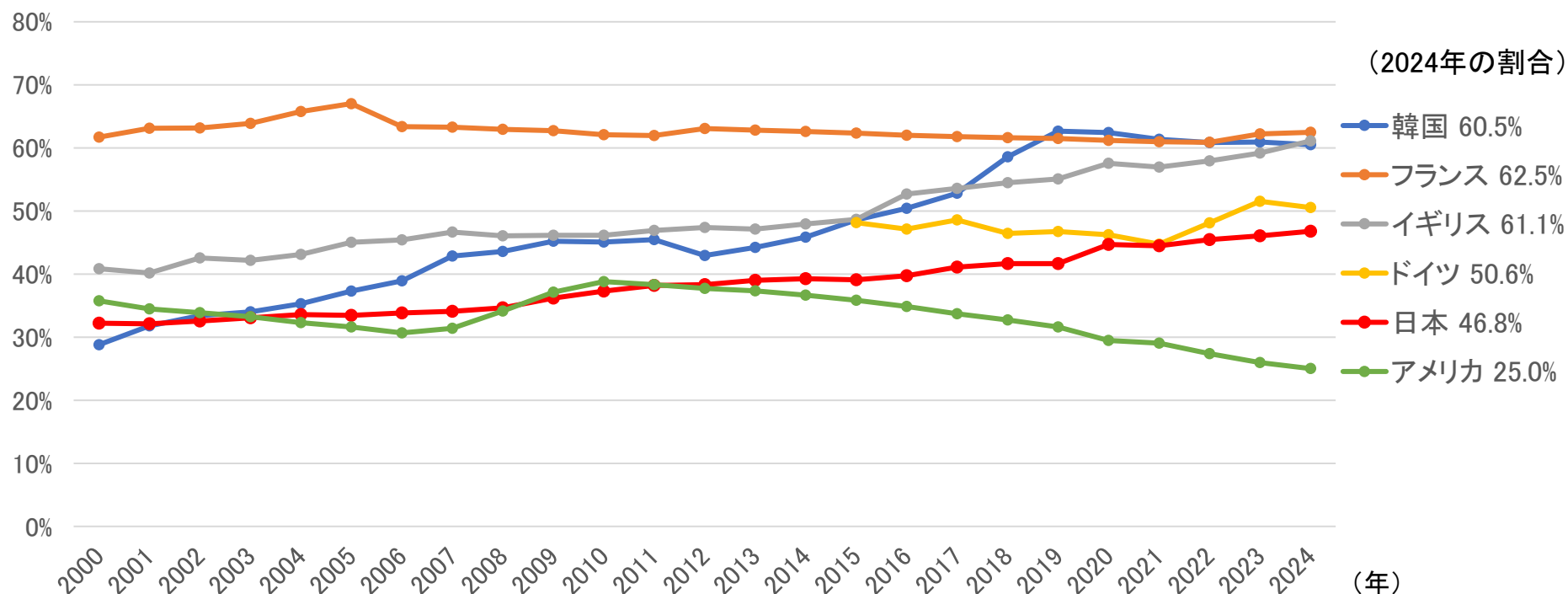
（資料出所）OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

- （注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。
- （注2）アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。
- （注3）OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合（時系列・国際比較）

- フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合を時系列で見ると、直近ではフランス・アメリカ・韓国は横ばい又は低下傾向である一方、イギリス・ドイツ・日本は上昇傾向にある。

フルタイム労働者の賃金中央値に占める最低賃金の割合（時系列）



(資料出所) OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

(注1) 各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外である一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

(注2) アメリカは、連邦最低賃金であり、州等によっては連邦最低賃金より高い最低賃金を定めているところもある。

(注3) ドイツの最低賃金制度の導入は2015年。

4 欧州連合（EU）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立） （参考）諸外国の最低賃金制度

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国	（参考）日本
根拠法・導入年	全国最低賃金法 （1998年）	労働法典 （L3231-1以下） （1950年）	最低賃金法 （MiLoG） （2015年）	公正労働基準法 （FLSA） （1938年） ※州別最賃は各州法	最低賃金法 （1988年）	最低賃金法 （1959年）
設定方式	全国一律	全国一律	全国一律 ※ただし、産別最賃が法定最賃を上回る場合は産別最賃が適用	全国一律（連邦最低賃金） 地域別（州・市・郡最低賃金） ※併用	全国一律	地域別最低賃金 ※ただし、特定最賃が地域別最賃を上回る場合は特定最賃が適用
適用除外	○高等教育のコース等での就業体験、就学義務年齢（通常16歳）に満たない労働者 等	○労働時間を把握することができない労働者 （訪問販売員などの一部）	○職業訓練を修了していない未成年者 （18歳未満） ○職業訓練実習生の一部 ○長期失業者の就職時 （開始から6か月） 等	【連邦最低賃金】 ○管理職、専門職等 ○小規模企業従業員 等 【州別等最低賃金】 ○州により異なる	○精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者や最低賃金を適用することが適当でないと認められる者に該当し、雇用労働部長官の認可を受けた者	・なし
減額措置	【全国最低賃金】 ○18～20歳：10ポンド ○16～17歳：7.55ポンド ○見習訓練生：7.55ポンド ※ 21歳以上を対象とした「全国生活賃金」より減額された最低賃金額 ※ 若年層向け（18歳以上）の額は、成人向けの額との将来的な統合が予定されている。	（未成年） ○17歳：10%減 ○16歳以下：20%減 （熟練化契約） ○年齢により30～45%減 （見習訓練契約） ○年齢と契約経過年数により22～73%減	—	【連邦最低賃金】 ○20歳未満の労働者 （雇い始めから90日間は4.25ドル） ○障害者 （連邦労働省賃金・労働時間局の承認が必要） ○学生の一部 ○習慣的に月30ドルを超えるチップを得る従業員 【州別等最低賃金】 ○州等により異なる	○修習・試用期間中の者 （修習開始から3か月。1年未満の契約労働者除く）： 最低賃金額（時給額）から10%減額	【減額特例】 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用。 ○精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者 ○試の使用期間中の者 ○基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうち一定の者 ○軽易な業務に従事する者及び断続的労働に従事する者
（参考）最低賃金額	【全国生活賃金】 12.21ポンド ※2025年4月1日発効 ※成人向け「全国生活賃金」の額	12.02ユーロ ※2026年1月1日発効	13.90ユーロ ※2026年1月1日発効	【連邦最低賃金】 7.25ドル ※2009年7月24日発効 【州別等最低賃金】 州等により異なる	10,320ウォン ※2026年1月1日発効	1,121円 ※全国加重平均 ※2025年10月～2026年3月発効

令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点（案）

今年度の審議結果を踏まえて、以下の点について議論してはどうか。

■ 近隣県等との過度な競争意識や最下位争いによる目安を大幅に上回る高い引上げの指摘について

- ・ 令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議に関し、近隣県等との過度な競争意識や最下位争いによって目安を大幅に上回る高い引上げが行われたのではないかな等の疑義がメディア等から呈されていることについて、どのように考えるか。
- ・ 来年度の中央・地方最低賃金審議会の調査審議に際してどのような対応が望ましいか。

■ ランク制度の在り方について

- ・ 現状のランク区分についてどのように考えるか。

■ 発効日について

- ・ 令和 7 年度は11月以降の発効が27府県と過半数となり、令和 7 年10月 1 日～令和 8 年 3 月31日まで発効日に大きなバラつきが生じたことについてどのように考えるか。
- ・ 発効日の「合理的な範囲」はあり得るか。あり得るとした場合、その考え方について。
- ・ 来年度の中央・地方最低賃金審議会の調査審議に際してどのような対応が望ましいか。

■ EU指令について

- ・ EU指令の取扱いについてどのように考えるか。

■ その他

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告

(令和5年4月6日)

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）は、令和3年5月26日の中央最低賃金審議会において、現行の目安制度の見直しについて付託を受けた後、①中央最低賃金審議会における目安審議の在り方、②地方最低賃金審議会における審議に関する事項、③中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料について、最低賃金を取り巻く状況の変化も踏まえ、目安制度の原点に立ち返って鋭意検討を重ね、下記のとおり全員協議会報告として取りまとめたので報告する。

記

1 中央最低賃金審議会における目安審議の在り方について

(1) 最低賃金のあるべき水準

ナショナルミニマムとしての水準を議論すべきとの意見や、全国加重平均1,000円という政府が掲げてきた目標へ近づきつつある状況を踏まえ、最低賃金のあるべき水準についても労使で議論を深めていく必要がある等の意見を踏まえ、検討を行った。

議論の中では、持続的かつ安定的に最低賃金を引き上げるために、少なくとも賃金決定の当事者である労使がいる場において、労使で合意した上であるべき水準を設定し、毎年を目安審議ではその目標を意識しながら、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第2項の3要素を踏まえた引上げ額を議論することが建設的ではないかとの意見があった。一方、政府から全国加重平均1,000円より更に高い目標額が提示され続けると、経営者としては先が見えずに非常に厳しいという意見があった。また、あるべき水準を定めた場合には、経済や雇用の情勢の予見可能性が必ずしも高い状況ではない中で、毎年目の審議会での3要素のデータに基づく自由闊達な審議を縛ることになるのではないかという意見もあった。

このように、あるべき水準を定めること及び定める場合の水準については、意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが適当であるとの結論に至った。なお、あるべき水準の検討に当たり、諸外国における最低賃金の金額

及び目標水準やその決め方との比較をすることも考えられるが、その際には、各国と適用労働者の範囲や減額措置の内容が大きく異なることも踏まえることが必要であるという意見があった。

（２）政府方針への配意の在り方

近年の目安審議は、①法の原則（最低賃金法第９条に定める地域別最低賃金の原則をいう。）、②目安制度（これまでの全員協議会において合意を得た目安制度の在り方及び賃金改定状況調査等参考資料等を総称する。）を基にするとともに、それらの趣旨や経緯を踏まえ、③時々の事情（時々の目安審議で中央最低賃金審議会目安に関する小委員会が踏まえた事情を総称する。）を総合的に勘案して行われている。この時々の事情に含まれる政府方針への配意に関して、地方最低賃金審議会の一部の委員において、政府方針ありきの議論ではないかとの認識があることへの対応については、これまでの全員協議会でも指摘があったところである。

これに関しては、令和４年度の目安審議のように、目安額に対する納得感をできるだけ高めるために、最低賃金法第９条第２項の３要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られた。

また、中央最低賃金審議会における目安審議や地方最低賃金審議会の審議においては、公労使三者構成で議論した上で決定することが重要であり、政府方針が中央最低賃金審議会や地方最低賃金審議会の毎年の審議を過度に縛るようなことがあってはならないことについて確認がなされた。

その上で、政府が、賃金水準あるいは最低賃金の在り方について、広く意見を聞いて一定の方向性を示すこと自体は否定しないが、政府方針を決定する際には、公労使がそろった会議体で、現状のデータや先行きの見通しを示すデータ等を踏まえて、時間をかけて議論されることが望ましいとの認識で一致した。

（３）議事の公開

中央最低賃金審議会運営規程において、会議は原則公開とされ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある等の場合には非公開とすることができる中、目安審議の透明性を高める観点から、議事の公開について検討を行った。

これに関しては、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという２つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。その際、事務局においては、円滑な進行及び傍聴

者に配慮した、公開に係る企画運営の在り方を検討すべきである。

加えて、議事の公開が議論になるのは、目安審議における議論のプロセスが見えづらいものであると外部から受け止められていることが原因であると考えられる。この問題への対応としては、目安審議の報告において最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づく議論の結果をより丁寧に記載し、地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して議論のプロセスをできるだけ分かりやすく示すことで、審議の透明性や納得感を一層高めることも重要である。

また、議事録の早期公開については、引き続き事務局において努めることが適当である。

2 地方最低賃金審議会における審議に関する事項について

(1) 目安の位置付け

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものとして、その必要性について異論は無かった。その上で、目安が地方最低賃金審議会の審議を拘束するものではないことを改めて確認した。また、この趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望する。

(2) ランク制度の在り方（ランク区分の見直しを含む）

① ランク制度の必要性について

目安をランクごとに示すことによって地域の実情に沿った最低賃金額の改定を望む地方最低賃金審議会の意向を反映できていることや、制度としての継続性・安定性の観点を踏まえると、ランク制度を維持することは妥当であることを改めて確認した。

② 指標の見直し

ランク区分については、平成7年の見直しにおいて、賃金動向を始めとする諸指標を総合化した指数（以下「総合指数」という。）を各都道府県の経済実態とみなし、それに基づき各ランクへの振り分けを行うこととした。当該諸指標については、平成29年の全員協議会の見直しにおいて、各都道府県の経済実態を示す指標のうち特に最低賃金に関係が深いと考えられるものとして、所得・消費に関する指標（5指標）、給与に関する指標（9指標）、企業経営に関する指標（5指標）の計19指標を選定した。今回の全員協議会においても、これらの19指標に基づき各ランクへの振り分けを行うことについて合意され

た。

ただし、これらのうち、所得・消費に関する指標中の、消費を示す代表的なものとして世帯支出を示す指標については、平成 29 年の全員協議会報告において、1 世帯 1 月当たりの消費支出（単身世帯）を用いたが、当該指標は調査対象月の一部の世帯の支出の動向の影響を受けやすいことを踏まえ、数値の安定を図るために、単身世帯のみならず 2 人以上世帯の結果も加えるとともに、都道府県ごとの世帯人員の偏りの影響を除外するために、他の政府統計で用いられている手法と同様に、平均世帯人員の平方根で除した数値を用いることとする。

19 指標については、都道府県の経済実態の中期的な変化の的確な把握の必要性、数値の安定性等に鑑み、別紙 1 のとおり、これまでの算出方法を踏まえながら、原則として直近の 5 年間で得られた数値の平均値をとった上で、当該平均値について最大値となる都道府県を 100 とした指数を算出して単純平均し、東京を 100 とした総合指数を算出した結果、新しい総合指数は別紙 2 のとおりとなった。

③新しい総合指数に基づくランク区分及び各都道府県の各ランクへの振り分け

上記の新しい総合指数の状況を踏まえ、ランク区分について検討を行った。

目安制度についてまとめた昭和 52 年の中央最低賃金審議会答申においては、地域別最低賃金について、47 都道府県を数等のランクに分け、最低賃金額の改定についての目安を示すこととされた。これを受け、昭和 53 年度の目安額を示す際には、地域別最低賃金額の実態が 4 つにグループ分けできたことを踏まえて、ランク区分は 4 ランクで示された。また、総合指数によるランクの振り分けが導入された平成 7 年の全員協議会報告では、「昭和 53 年度以来実施され定着している面もある現行のランクとの継続性に留意する必要があるとともに、目安が法定労働条件としての最低賃金額に関わるものであることにかんがみ、その法的な安定性という面も考慮しなければならないことを踏まえつつ検討」し、その結果、総合指数の格差や、分布の状況からみてランク数の変更を特に必要とする顕著な事情は見られないことから、「従来と同様 4 つとすることが適当」とし、平成 16 年及び平成 23 年の全員協議会報告においても 4 ランクを維持した。平成 29 年全員協議会報告では「47 都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、4 ランク程度に区分することが妥当」とした。

今般の検討においては、47 都道府県の総合指数の差が縮小する一方、地域別最低賃金額の差が拡大していること、また、近年はランク間の目安額の差が縮小し、複数ランクで同額が示されるケースもあること等を踏まえ、昭和 53 年

度に目安制度が始まって以降4ランクとされてきたランク数について、維持すること及び見直すことの双方を視野に丁寧かつ慎重に議論を行った。その上で、ランク数については、以下の考え方に基づき、3ランクとすることが適当であるとの結論に至った。

- ・ 47都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、格差が縮小傾向であることから、ランク区分の数を減少させることに相当の理由があると考えられる。
- ・ ランク区分の数が多ければ、その分、ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなることを踏まえ、ランク区分の数を減らす。なお、これまで4つの目安額を示した年度に比べ3つ以下の年度では、ランクごとの目安額の差が小さい。
- ・ 平成26年度以降、4ランクとしつつも、目安審議における検討の結果目安額を3つ又は2つとした年度があることから、目安額を4つ示すほどの差がつきづらくなっていると言える。このため、最大3つの目安を示す構造となることで大きな混乱は生じにくく、かつ、ランクを減らすことの合理性もあると考えられる。
- ・ ランク数の変化による影響をできるだけ軽減するため、現行の4ランクから1つランク数を減らした3ランクとする。

また、各都道府県の各ランクへの振り分けについては、平成29年の全員協議会報告において、総合指数の差が比較的大きいところに着目すること及び各ランクにおける総合指数の分散度合をできる限り小さくすることに留意するという考え方が示された。今般の検討においては、その考え方をそのまま踏襲するのではなく、より納得感を高めるため、振り分けの際に考慮する事項について、総合指数に加えて、例えば適用労働者数の比率や直近の地域別最低賃金額、地域における経済圏など複数の要素を組み合わせで議論していくことについて、意見の一致が見られた。

さらに、今般の見直しにおけるランクの振り分けについては、様々な観点から議論し、特に、地域間格差の拡大抑制、ランク間の適用労働者数の偏りの是正が図られるものとすることが重要であるとの認識で一致した。

その上で、特に、Aランクを中心に地域別最低賃金額が引き上げられてきた経緯も踏まえ、地域間格差の拡大抑制の観点から、Aランクの適用労働者数を少なくすべきという意見もあったが、

- ・ 3ランクに変化することによる影響をできるだけ軽減する必要性、Aランクの地域数が増えてきたというこれまでの経緯及び直近の地域別最低賃金額の状況も踏まえ、現行のランクとの継続性を重視し、Aランクの地

域は現行のAランクと同じとする。

- ・ ランク間の適用労働者数の偏りをできるだけ是正するため、Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とする。
- ・ BランクとCランクの間は、各都道府県の経済実態を示す総合指数に比較的大きな格差のある県間に注目する。

等の考え方を総合的に勘案し、別紙3のとおり各都道府県を各ランクに振り分けることが適当であるとの結論に至った。

また、これまで中央最低賃金審議会が決定した目安額においては、下位ランクが上位ランクを上回ったことはなかった。この点について、今後の目安審議においては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータの状況次第では、下位ランクの目安額が上位ランクを上回るとは理論上あり得ることを確認した。

(3) 発効日

改定後の地域別最低賃金額の発効日については、法令上特定の日付が定められているわけではないが、地方最低賃金審議会において、10月1日など10月のできるだけ早い時期でなければならないと認識している場合も見受けられることに鑑み、改めて、発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点の規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当である。

その上で、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、発効日については10月1日にこだわらず前倒しを含めて議論すべきであるという意見があった。一方、最近の最低賃金の引上げは影響率が高まっていることを踏まえ、最低賃金の引上げによる賃金改定に向けた準備のための時間を設けるために発効日に余裕を持たせ、後ろ倒しすべきという意見があった。

さらに、税・社会保障制度自体については中央最低賃金審議会において議論するものではないが、税・社会保障制度の正確な理解の普及が重要であるという意見があるとともに、最低賃金額が上昇したにもかかわらず、税・社会保障制度上のいわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われること、中には労働者の実質的な所得が向上しない事例も一部生じていることについて、公労使それぞれが重要な問題であるとの認識を示した。

発効日との関係では、特に使用者側委員からは、10月から最低賃金額が改定され、年末の繁忙期に就業調整が行われて人手不足が生じている現状に鑑み、これを避けるためにも、例えば発効日を年明け以降に後ろ倒しすべきという意見があ

った。一方、労働者側委員からは、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われていることを理由に最低賃金の引上げが阻害されることはあってはならないこと、また、発効日については、労使ともに年末の繁忙期の働き方の計画を立てやすくするためにも、10月1日より早く改定後の最低賃金額を発効させるべきとの意見があった。

また、地方最低賃金審議会ですでに議論を尽くした上で準備期間を設けることができるよう、中央最低賃金審議会としても配慮することが必要である。

3 中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料について

(1) 現在の主要統計資料の過不足やデータ取得時点の確認、新規のデータ取得が不可となった参考資料の見直し等

中央及び地方最低賃金審議会の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素に係る各種統計資料を収集・整備してきたところである。

このうち、特に「労働者の生計費」や「通常の事業の賃金支払能力」に関する資料を充実させるために、「家計調査」による1月あたりの消費支出額の推移及び日本生産性本部による就業1時間当たり名目労働生産性の推移についても、新たに主要統計資料に追加することとする。

また、新規のデータ取得が不可となった、「職業安定業務統計」の年齢別常用求人倍率の推移に代えて、「労働力調査」の性・年齢別完全失業率の推移を参考資料に加えることとする。

さらに、以下のとおり、技術的な見直しを行うこととする。

- ・ 「職業安定業務統計」による有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）について、現行は受理地別の数値を掲載しているが、より一般的に使用されるようになった就業地別の数値を掲載する。また、ランク別有効求人倍率の算出に当たって、現行は各都道府県の有効求人倍率の単純平均としているところ、有効求職者数による加重平均とする。
- ・ 「小売物価統計調査（構造編）」による消費者物価地域指数について、現行は各都道府県の都道府県庁所在都市の数値を掲載しているが、ランク分けの指標にも用いられている都道府県下全域を対象とした数値も追加で掲載する。
- ・ 「法人企業統計」による企業利益について、現行は「規模計」の欄に年度データと四半期データを並べて掲載しているが、年度データは資本金規模1,000万円未満の企業を含むのに対し、四半期データはこれらの企業を含まないことから、誤解を招かないよう四半期データの「規模計」については、「資本金規模1,000万円以上」として掲載し、年度データについてもこれに

対応する数値を追加する。併せて、年度データについては、資本金規模 1,000 万円未満の企業の数値も掲載する。また、年度データと四半期データは別頁とし、趨勢的な動向が観察できるよう、それぞれ掲載する期間を拡大する。

- ・ 「毎月勤労統計調査」による、賃金（現金給与総額）指数、パート比率、所定内給与、月間出勤日数、所定内労働時間、定期給与の推移、常用労働者 1 人平均月間総労働時間及び所定外労働時間の推移について、現行は事業所規模 30 人以上の数値を用いているが、より一般的に利用されている事業所規模 5 人以上の数値を用いる。
- ・ 主要指標の推移（GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数、完全失業率、求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数及びパート比率）について、現行は季節調整値と原数値が混在しており分かりづらいことから、季節調整値及び季節調整値の前期比（差）については、斜字で記載する。

これらに加え、引き続き、最低賃金の水準や影響、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素の状況などについて様々な検討及び評価を行うための参考資料の一層の整備・充実に向けて検討することが必要である。

（２）賃金改定状況調査について

賃金改定状況調査については、加工の仕方なども含めて、アウトプットの出し方なども工夫できるのであれば様々な観点により検討すべきとの意見があったが、短期間に調査結果の集計を行う必要があることから、賃金改定状況調査の集計方法等について、当面は現行の方法を維持することとする。

また、審議における賃金改定状況調査の活用の在り方に関し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を総合的に示している賃金改定状況調査の第 4 表を重視した協議を基本とするべきとの意見がある一方、第 4 表の位置付け、重視の仕方、数字の解釈については労使間で隔たりがあることから、公益委員も含め三者で認識をすり合わせながら審議を進めていきたいとの意見もあった。また、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（調査年の前年の 6 月と調査年の 6 月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）については、令和 4 年度目安審議においては公益委員からの要望を踏まえ、第 4 表③として提出したが、令和 5 年度以降の目安審議においては毎年提出することとする。

（３）その他参考資料の在り方について

参考資料については、経済社会状況の変化等も踏まえ、各種統計資料の取捨選択を行うとともに、地方最低賃金審議会の自主性を発揮できるよう、都道府県別

の参考資料の充実についても検討すべきという意見があったことも踏まえつつ、引き続き見直しについて検討することが必要である。

4 今後の見直しについて

目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当であるとされているところである。次回の目安制度の在り方に関する見直しの際には、平成7年の全員協議会報告に復して概ね5年ごとに見直しを行い、令和10年度（2028年度）を目途に、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である。

ランク区分の見直しの基礎とした諸指標の状況

都道府県	①1人当たりの県民所得 (平成27～令和元年)		②雇用者1人当たりの雇 用者報酬 (平成27～令和元年)		③1世帯1月当たりの等 価消費支出(総世帯)(令 和元年)		④消費者物価地域差指 数(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	5,813,231	100.0	5,688,808	100.0	173,238	100.0	104.6	100.0
神奈川	3,161,951	54.4	5,118,733	90.0	167,627	96.8	103.7	99.1
大阪	3,012,549	51.8	4,886,462	85.9	155,852	90.0	99.8	95.4
愛知	3,778,977	65.0	4,957,190	87.1	159,123	91.9	97.8	93.5
千葉	3,082,884	53.0	4,910,600	86.3	161,216	93.1	100.6	96.1
兵庫	2,997,398	51.6	4,969,561	87.4	164,032	94.7	100.0	95.6
埼玉	3,040,438	52.3	4,630,324	81.4	155,009	89.5	100.8	96.4
京都	2,962,624	51.0	4,325,994	76.0	161,254	93.1	100.9	96.5
茨城	3,222,007	55.4	4,573,362	80.4	162,550	93.8	97.9	93.5
静岡	3,400,072	58.5	4,498,818	79.1	150,028	86.6	98.4	94.0
富山	3,251,988	55.9	4,447,246	78.2	163,870	94.6	98.8	94.5
広島	3,212,453	55.3	4,857,183	85.4	161,410	93.2	98.9	94.5
滋賀	3,277,817	56.4	4,627,880	81.4	153,564	88.6	99.6	95.2
栃木	3,377,907	58.1	4,664,214	82.0	156,019	90.1	98.2	93.9
群馬	3,285,331	56.5	4,425,053	77.8	151,173	87.3	96.5	92.2
宮城	3,000,066	51.6	4,449,372	78.2	155,010	89.5	99.1	94.7
山梨	3,016,465	51.9	4,460,182	78.4	157,343	90.8	98.2	93.8
三重	3,088,693	53.1	4,472,746	78.6	147,452	85.1	98.8	94.4
石川	2,984,557	51.3	4,567,402	80.3	156,006	90.1	100.2	95.8
福岡	2,830,933	48.7	4,680,590	82.3	151,997	87.7	97.0	92.7
香川	2,946,895	50.7	4,574,314	80.4	157,781	91.1	98.3	94.0
岡山	2,814,349	48.4	4,464,925	78.5	156,155	90.1	97.9	93.6
福井	3,170,042	54.5	4,753,485	83.6	139,517	80.5	99.4	95.0
奈良	2,712,262	46.7	4,650,011	81.7	155,560	89.8	97.2	92.9
山口	3,200,233	55.1	4,473,848	78.6	149,427	86.3	99.1	94.7
長野	2,919,233	50.2	4,661,405	81.9	156,144	90.1	97.3	93.0
北海道	2,761,825	47.5	4,894,967	86.0	150,613	86.9	100.1	95.7
岐阜	2,980,297	51.3	4,447,889	78.2	149,209	86.1	97.3	93.0
徳島	3,114,800	53.6	4,440,347	78.1	148,161	85.5	99.7	95.3
福島	2,934,832	50.5	4,352,980	76.5	151,296	87.3	99.5	95.1
新潟	2,920,786	50.2	4,333,682	76.2	148,190	85.5	98.5	94.2
和歌山	2,921,402	50.3	4,144,513	72.9	136,400	78.7	99.5	95.1
愛媛	2,658,255	45.7	4,206,487	73.9	140,891	81.3	98.1	93.8
島根	2,867,875	49.3	4,009,860	70.5	153,382	88.5	99.6	95.2
大分	2,659,457	45.7	4,170,619	73.3	148,291	85.6	97.5	93.2
熊本	2,604,679	44.8	3,943,346	69.3	146,616	84.6	98.7	94.4
山形	2,811,061	48.4	4,138,282	72.7	163,178	94.2	100.5	96.0
佐賀	2,730,145	47.0	3,911,742	68.8	150,150	86.7	97.6	93.2
長崎	2,605,275	44.8	4,434,156	77.9	145,051	83.7	99.7	95.3
岩手	2,725,924	46.9	3,985,414	70.1	148,034	85.5	99.1	94.7
高知	2,618,683	45.0	4,142,491	72.8	146,706	84.7	99.5	95.1
鳥取	2,412,626	41.5	3,762,058	66.1	148,222	85.6	98.5	94.2
秋田	2,606,400	44.8	3,868,208	68.0	145,251	83.8	98.3	93.9
鹿児島	2,510,851	43.2	3,710,978	65.2	143,814	83.0	96.6	92.4
宮崎	2,417,797	41.6	3,943,856	69.3	142,577	82.3	96.1	91.8
青森	2,599,151	44.7	3,884,451	68.3	143,328	82.7	98.3	93.9
沖縄	2,342,269	40.3	3,865,281	67.9	128,533	74.2	98.3	94.0

資料出所 ①内閣府「県民経済計算年報」
 ②内閣府「県民経済計算年報」
 ③総務省「全国家計構造調査」
 ④総務省「小売物価統計調査」

(注1)③の「等価消費支出」は、1世帯1月当たりの消費支出額を平均世帯人員の平方根で除して算出している。

都道府県	⑤1人当たり家計最終消費支出(平成27～令和元年)		⑥1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑦常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑧常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(中位数)(1～29人(製造業99人))(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	2,987,468	100.0	2,324	100.0	2,400	100.0	1,372	100.0
神奈川	2,567,643	85.9	2,062	88.7	2,081	86.7	1,211	88.3
大阪	2,371,504	79.4	1,990	85.6	1,997	83.2	1,212	88.4
愛知	2,463,171	82.5	1,936	83.3	1,970	82.1	1,237	90.2
千葉	2,387,498	79.9	1,848	79.5	1,863	77.6	1,191	86.8
兵庫	2,322,403	77.7	1,839	79.1	1,859	77.5	1,132	82.6
埼玉	2,388,065	79.9	1,822	78.4	1,836	76.5	1,181	86.1
京都	2,341,035	78.4	1,859	80.0	1,856	77.4	1,140	83.1
茨城	2,252,358	75.4	1,820	78.3	1,844	76.8	1,125	82.0
静岡	2,214,400	74.1	1,742	74.9	1,771	73.8	1,122	81.8
富山	2,362,429	79.1	1,664	71.6	1,705	71.0	1,144	83.4
広島	2,269,559	76.0	1,792	77.1	1,803	75.1	1,150	83.8
滋賀	2,186,359	73.2	1,812	77.9	1,857	77.4	1,095	79.8
栃木	2,198,272	73.6	1,767	76.0	1,751	72.9	1,112	81.1
群馬	2,185,597	73.2	1,718	73.9	1,752	73.0	1,126	82.1
宮城	2,226,305	74.5	1,709	73.5	1,699	70.8	1,066	77.7
山梨	2,200,791	73.7	1,704	73.3	1,731	72.1	1,085	79.1
三重	2,105,910	70.5	1,805	77.7	1,809	75.4	1,140	83.1
石川	2,393,478	80.1	1,692	72.8	1,728	72.0	1,102	80.3
福岡	2,203,122	73.7	1,727	74.3	1,755	73.1	1,095	79.8
香川	2,295,674	76.8	1,673	72.0	1,713	71.4	1,092	79.6
岡山	2,177,801	72.9	1,677	72.1	1,703	71.0	1,086	79.2
福井	2,146,672	71.9	1,637	70.4	1,718	71.6	1,076	78.4
奈良	2,337,823	78.3	1,786	76.9	1,726	71.9	1,053	76.8
山口	2,129,475	71.3	1,675	72.1	1,681	70.1	1,011	73.7
長野	2,258,409	75.6	1,688	72.6	1,716	71.5	1,089	79.4
北海道	2,206,826	73.9	1,652	71.1	1,706	71.1	1,087	79.3
岐阜	2,114,058	70.8	1,703	73.3	1,705	71.0	1,080	78.7
徳島	2,211,254	74.0	1,635	70.3	1,674	69.8	1,062	77.4
福島	2,126,265	71.2	1,592	68.5	1,649	68.7	1,045	76.2
新潟	2,217,244	74.2	1,583	68.1	1,653	68.9	1,062	77.4
和歌山	2,023,307	67.7	1,662	71.5	1,685	70.2	1,055	76.9
愛媛	2,104,794	70.5	1,560	67.1	1,600	66.7	1,033	75.3
島根	2,225,465	74.5	1,535	66.0	1,604	66.8	1,015	74.0
大分	2,094,806	70.1	1,564	67.3	1,562	65.1	1,001	73.0
熊本	1,892,093	63.3	1,536	66.1	1,605	66.9	1,011	73.7
山形	2,207,944	73.9	1,488	64.0	1,552	64.7	1,019	74.3
佐賀	1,987,455	66.5	1,496	64.4	1,551	64.6	1,001	73.0
長崎	1,997,909	66.9	1,521	65.5	1,541	64.2	975	71.1
岩手	2,172,748	72.7	1,468	63.2	1,545	64.4	992	72.3
高知	2,138,073	71.6	1,570	67.5	1,614	67.2	997	72.7
鳥取	2,069,232	69.3	1,519	65.3	1,566	65.3	997	72.7
秋田	2,160,544	72.3	1,457	62.7	1,530	63.8	980	71.4
鹿児島	1,980,424	66.3	1,513	65.1	1,531	63.8	980	71.4
宮崎	2,043,832	68.4	1,442	62.1	1,535	63.9	985	71.8
青森	1,987,045	66.5	1,434	61.7	1,470	61.3	968	70.6
沖縄	1,736,635	58.1	1,495	64.3	1,510	62.9	962	70.1

資料出所 ⑤内閣府「県民経済計算年報」
 ⑥厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
 ⑦厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」
 ⑧厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

都道府県	⑨短時間労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑩1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(5人以上)(平成29～令和3年)		⑪短時間労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(5人以上)(平成29～令和3年)		⑫常用労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(1～29人(製造業99人))(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	1,515	100.0	1,255	100.0	997	100.0	994	100.0
神奈川	1,343	88.6	1,180	94.0	986	98.9	980	98.6
大阪	1,320	87.1	1,120	89.2	936	93.9	935	94.0
愛知	1,239	81.7	1,114	88.7	907	91.0	906	91.1
千葉	1,245	82.2	1,095	87.2	915	91.8	902	90.7
兵庫	1,232	81.3	1,060	84.4	881	88.4	874	87.9
埼玉	1,220	80.5	1,075	85.7	904	90.7	903	90.9
京都	1,317	86.9	1,049	83.6	891	89.3	886	89.2
茨城	1,165	76.9	1,038	82.7	844	84.7	841	84.6
静岡	1,188	78.4	1,029	82.0	871	87.4	866	87.1
富山	1,145	75.6	1,016	81.0	842	84.5	844	84.9
広島	1,157	76.3	1,032	82.2	857	86.0	851	85.6
滋賀	1,172	77.4	1,048	83.5	861	86.4	849	85.4
栃木	1,124	74.2	1,019	81.2	843	84.6	838	84.3
群馬	1,167	77.0	1,014	80.8	836	83.9	834	83.9
宮城	1,126	74.3	971	77.4	808	81.0	809	81.4
山梨	1,152	76.0	994	79.2	834	83.7	836	84.1
三重	1,149	75.9	1,026	81.8	860	86.3	853	85.8
石川	1,123	74.1	1,011	80.5	833	83.5	836	84.1
福岡	1,117	73.7	990	78.9	821	82.4	823	82.8
香川	1,153	76.1	981	78.1	826	82.8	820	82.5
岡山	1,218	80.4	989	78.8	827	83.0	824	82.9
福井	1,104	72.9	975	77.7	828	83.0	822	82.7
奈良	1,179	77.8	1,015	80.9	838	84.1	824	82.9
山口	1,114	73.5	992	79.0	813	81.6	811	81.6
長野	1,144	75.5	999	79.6	840	84.3	837	84.2
北海道	1,114	73.5	958	76.3	838	84.0	836	84.1
岐阜	1,126	74.3	1,014	80.8	842	84.4	832	83.7
徳島	1,138	75.1	946	75.4	797	80.0	792	79.7
福島	1,063	70.2	940	74.9	786	78.9	791	79.6
新潟	1,085	71.6	968	77.1	814	81.7	815	82.0
和歌山	1,128	74.5	970	77.3	819	82.2	818	82.3
愛媛	1,053	69.5	927	73.9	778	78.1	782	78.7
島根	1,109	73.2	936	74.6	789	79.2	780	78.5
大分	1,056	69.7	931	74.2	774	77.7	773	77.8
熊本	1,060	70.0	915	72.9	778	78.1	781	78.6
山形	1,045	68.9	907	72.3	778	78.1	781	78.6
佐賀	1,099	72.5	897	71.5	783	78.6	777	78.2
長崎	1,048	69.2	900	71.7	782	78.5	769	77.4
岩手	1,045	69.0	898	71.5	775	77.8	769	77.4
高知	1,094	72.2	923	73.6	776	77.9	777	78.2
鳥取	1,129	74.5	919	73.2	791	79.4	780	78.4
秋田	1,013	66.8	874	69.6	769	77.2	768	77.3
鹿児島	1,018	67.2	881	70.2	770	77.2	768	77.3
宮崎	1,025	67.6	878	69.9	776	77.8	766	77.1
青森	1,037	68.5	855	68.1	767	76.9	767	77.2
沖縄	1,062	70.1	901	71.8	783	78.5	775	77.9

資料出所 ⑨厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

⑩厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」

⑪厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」

⑫厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

(注2)⑩、⑪において、平成28～令和元年の数値は、令和2年調査の集計方法に合わせて集計している。

都道府県	⑬新規高校学卒者の初任給(10人以上)(平成29～令和3年) (神奈川=100)		⑭地域別最低賃金額(平成30年～令和4年)		⑮1事業従事者当たり付加価値額(製造業)(平成28年) (山梨=100)		⑯1事業従事者当たり付加価値額(建設業)(平成28年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	181,700	99.7	1,025	100.0	7,678,089	89.2	8,248,613	100.0
神奈川	182,180	100.0	1,023	99.9	7,122,697	82.8	6,277,121	76.1
大阪	178,560	98.0	976	95.2	6,722,087	78.1	7,400,929	89.7
愛知	173,000	95.0	938	91.6	8,215,997	95.5	6,433,339	78.0
千葉	175,660	96.4	936	91.3	6,610,571	76.8	5,686,342	68.9
兵庫	173,940	95.5	912	89.0	6,653,067	77.3	5,783,666	70.1
埼玉	176,620	96.9	939	91.6	6,052,254	70.3	5,673,734	68.8
京都	174,080	95.6	921	89.9	6,545,340	76.0	5,475,238	66.4
茨城	171,260	94.0	862	84.2	7,395,372	85.9	4,888,625	59.3
静岡	172,540	94.7	897	87.5	6,735,039	78.2	5,140,114	62.3
富山	169,460	93.0	861	84.0	5,989,405	69.6	5,503,496	66.7
広島	170,260	93.5	883	86.2	6,781,839	78.8	5,526,902	67.0
滋賀	173,980	95.5	879	85.8	7,441,099	86.5	5,655,791	68.6
栃木	168,340	92.4	866	84.5	7,184,476	83.5	5,213,719	63.2
群馬	171,460	94.1	848	82.8	7,243,991	84.2	5,379,778	65.2
宮城	164,440	90.3	837	81.6	5,695,372	66.2	6,584,945	79.8
山梨	168,980	92.8	850	82.9	8,607,165	100.0	4,676,110	56.7
三重	170,820	93.8	886	86.4	6,402,518	74.4	5,602,564	67.9
石川	168,980	92.8	845	82.4	6,093,855	70.8	5,351,582	64.9
福岡	168,380	92.4	853	83.3	5,921,527	68.8	5,796,567	70.3
香川	167,480	91.9	831	81.1	6,328,651	73.5	5,685,173	68.9
岡山	168,520	92.5	846	82.5	6,311,813	73.3	5,352,583	64.9
福井	171,320	94.0	842	82.1	6,682,775	77.6	5,057,596	61.3
奈良	170,060	93.3	850	82.9	5,093,469	59.2	5,508,240	66.8
山口	166,840	91.6	841	82.1	8,145,531	94.6	4,848,349	58.8
長野	169,520	93.1	861	84.0	5,357,803	62.2	5,012,373	60.8
北海道	163,360	89.7	873	85.2	5,193,013	60.3	5,026,920	60.9
岐阜	169,680	93.1	864	84.3	5,452,087	63.3	5,147,191	62.4
徳島	162,620	89.3	807	78.7	7,165,169	83.2	4,519,689	54.8
福島	163,900	90.0	811	79.2	5,174,039	60.1	5,432,478	65.9
新潟	168,420	92.4	843	82.2	5,059,573	58.8	4,960,862	60.1
和歌山	161,940	88.9	842	82.2	6,435,122	74.8	5,127,113	62.2
愛媛	165,020	90.6	804	78.5	6,439,905	74.8	4,822,170	58.5
島根	162,840	89.4	805	78.6	5,488,793	63.8	4,441,977	53.9
大分	165,180	90.7	804	78.5	5,807,513	67.5	4,543,810	55.1
熊本	159,620	87.6	804	78.4	5,940,277	69.0	4,230,544	51.3
山形	157,380	86.4	804	78.5	4,909,940	57.0	4,049,426	49.1
佐賀	161,600	88.7	804	78.4	5,772,544	67.1	4,182,416	50.7
長崎	157,780	86.6	804	78.4	5,396,553	62.7	4,177,024	50.6
岩手	156,480	85.9	804	78.5	5,059,093	58.8	4,531,689	54.9
高知	160,480	88.1	803	78.4	3,980,097	46.2	4,695,198	56.9
鳥取	161,560	88.7	804	78.4	4,788,458	55.6	4,567,596	55.4
秋田	153,680	84.4	804	78.4	4,797,854	55.7	4,262,621	51.7
鹿児島	157,760	86.6	804	78.4	4,925,217	57.2	4,432,913	53.7
宮崎	156,980	86.2	804	78.4	4,952,192	57.5	4,302,337	52.2
青森	156,720	86.0	804	78.5	4,788,483	55.6	4,123,755	50.0
沖縄	154,560	84.8	803	78.4	4,062,137	47.2	4,568,050	55.4

資料出所 ⑬厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

⑭厚生労働省調べ

⑮総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

⑯総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

(注3)⑬において、令和2年及び令和3年の数値は、「新規学卒者(高卒)の所定内給与額」を用いている。

都道府県	⑰-a 1事業従事者当たり 付加価値額(卸売業)(平成28年)		⑰-b 1事業従事者当たり 付加価値額(小売業)(平成28年)		⑰平均	⑱1事業従事者当たり付 加価値額(飲食サービス業)(平成28年) (富山=100)		⑲1事業従事者当たり付 加価値額(サービス業)(平成28年)	
	原数値	指数	原数値	指数	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京都	10,573,667	100.0	4,859,533	100.0	100.0	2,287,580	94.7	5,455,739	100.0
神奈川県	8,616,016	81.5	3,803,265	78.3	79.9	1,982,597	82.1	4,859,659	89.1
大阪府	9,175,134	86.8	3,775,610	77.7	82.2	1,815,642	75.2	4,829,785	88.5
愛知県	8,399,687	79.4	4,077,647	83.9	81.7	1,977,308	81.9	4,182,855	76.7
千葉県	8,759,765	82.8	3,919,130	80.6	81.7	1,978,577	81.9	4,132,887	75.8
兵庫県	8,162,535	77.2	3,803,868	78.3	77.7	1,889,501	78.2	3,850,269	70.6
埼玉県	8,132,300	76.9	3,656,149	75.2	76.1	1,931,658	80.0	3,688,452	67.6
東京都	7,178,425	67.9	3,249,230	66.9	67.4	1,990,988	82.5	3,712,532	68.0
茨城県	8,589,482	81.2	3,815,685	78.5	79.9	1,780,517	73.7	4,320,659	79.2
静岡県	8,054,128	76.2	3,761,197	77.4	76.8	1,951,935	80.8	4,299,756	78.8
富山県	7,112,625	67.3	3,786,955	77.9	72.6	2,414,706	100.0	4,189,709	76.8
広島県	7,392,863	69.9	3,556,399	73.2	71.6	1,855,984	76.9	3,726,382	68.3
滋賀県	6,848,699	64.8	3,633,475	74.8	69.8	1,806,958	74.8	3,679,375	67.4
栃木県	7,749,228	73.3	3,593,369	73.9	73.6	1,789,277	74.1	4,169,900	76.4
群馬県	9,120,117	86.3	3,941,713	81.1	83.7	1,881,931	77.9	3,655,474	67.0
宮城県	9,967,498	94.3	4,226,022	87.0	90.6	1,897,527	78.6	4,031,359	73.9
山梨県	8,102,082	76.6	3,832,306	78.9	77.7	1,769,549	73.3	3,383,120	62.0
三重県	6,688,674	63.3	3,617,946	74.5	68.9	1,849,936	76.6	3,548,797	65.0
石川県	7,530,013	71.2	3,581,076	73.7	72.5	1,995,104	82.6	3,638,987	66.7
福岡県	7,546,467	71.4	3,905,713	80.4	75.9	1,984,725	82.2	3,984,071	73.0
香川県	7,102,630	67.2	3,370,358	69.4	68.3	1,941,448	80.4	3,885,820	71.2
岡山県	6,398,907	60.5	3,746,907	77.1	68.8	1,862,701	77.1	3,713,992	68.1
福井県	6,354,610	60.1	3,788,908	78.0	69.0	1,881,938	77.9	3,946,118	72.3
奈良県	6,830,966	64.6	3,603,464	74.2	69.4	1,767,295	73.2	3,430,913	62.9
山口県	5,586,502	52.8	3,508,382	72.2	62.5	1,735,975	71.9	3,762,684	69.0
長野県	6,321,464	59.8	3,530,015	72.6	66.2	1,859,844	77.0	3,540,326	64.9
北海道	7,916,180	74.9	3,462,681	71.3	73.1	1,935,972	80.2	3,657,253	67.0
岐阜県	6,274,189	59.3	3,829,388	78.8	69.1	1,686,919	69.9	3,573,318	65.5
徳島県	5,322,453	50.3	3,686,331	75.9	63.1	1,788,444	74.1	3,446,273	63.2
福岡県	5,723,552	54.1	3,623,268	74.6	64.3	1,936,101	80.2	3,758,638	68.9
新潟県	6,279,656	59.4	3,350,652	69.0	64.2	1,768,921	73.3	3,358,633	61.6
和歌山県	5,487,853	51.9	3,211,073	66.1	59.0	1,747,927	72.4	3,006,886	55.1
愛媛県	5,879,201	55.6	3,326,421	68.5	62.0	1,864,989	77.2	3,610,167	66.2
島根県	5,733,089	54.2	3,341,954	68.8	61.5	1,965,539	81.4	3,092,428	56.7
大分県	6,281,246	59.4	3,413,236	70.2	64.8	1,843,762	76.4	3,214,665	58.9
熊本県	6,723,386	63.6	3,409,772	70.2	66.9	1,929,367	79.9	3,482,302	63.8
山形県	5,746,472	54.3	3,609,019	74.3	64.3	1,853,799	76.8	3,213,125	58.9
佐賀県	5,248,166	49.6	3,598,607	74.1	61.8	1,821,016	75.4	3,334,281	61.1
長崎県	5,296,136	50.1	3,836,272	78.9	64.5	1,767,076	73.2	3,577,166	65.6
岩手県	6,955,342	65.8	3,380,712	69.6	67.7	1,862,800	77.1	3,065,712	56.2
高知県	5,469,569	51.7	3,085,598	63.5	57.6	1,676,505	69.4	3,451,793	63.3
鳥取県	4,985,602	47.2	3,416,946	70.3	58.7	1,857,237	76.9	3,210,357	58.8
秋田県	5,845,008	55.3	3,201,440	65.9	60.6	1,756,560	72.7	3,189,262	58.5
鹿児島県	5,833,075	55.2	2,914,021	60.0	57.6	1,794,369	74.3	3,275,396	60.0
宮崎県	5,860,326	55.4	3,163,678	65.1	60.3	1,717,778	71.1	2,977,964	54.6
青森県	5,814,366	55.0	3,183,979	65.5	60.3	1,788,949	74.1	3,022,910	55.4
沖縄県	5,979,941	56.6	3,322,019	68.4	62.5	1,776,128	73.6	3,156,565	57.9

資料出所 ⑰総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
 ⑱総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
 ⑲総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

諸指標による都道府県の総合指数

東京	100.0
神奈川	89.2
大阪	86.6
愛知	86.4
千葉	83.7
埼玉	82.1
埼玉	81.7
東京	81.2
茨城	80.7
静岡	80.5
富山	80.5
広島	80.3
滋賀	80.2
栃木	79.6
群馬	79.4
宮城	78.9
山梨	78.6
山梨	78.6
三重	78.4
石川	78.4
福井	78.1
香川	77.4
岡山	77.3
福岡	76.9
奈良	76.9
山形	76.8
北海道	76.8
北陸	76.1
岐阜	75.4
徳島	74.6
福岡	74.3
新潟	74.0
和歌山	73.4
愛媛	73.0
大分	72.4
熊本	72.2
山形	72.0
山形	71.6
佐賀	71.5
長崎	71.4
岩手	71.4
高知	71.1
鳥取	71.0
秋田	69.7
鹿島	69.6
宮崎	69.2
青森	69.0
沖縄	68.5

各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都 道 府 県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄